

## 4. 生物多様性の保全のための取組

### 重点調査事項①：生物多様性を社会に浸透させる取組

生物多様性の保全の重要性が地方公共団体、事業者、国民等にとって常識となり、行動に反映されるよう、それぞれの主体に対応した取組を推進し、生物多様性を社会に浸透させていく観点から、

- a) 生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発
- b) 地方公共団体による生物多様性地域戦略策定

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

### ①第2回点検における指摘内容

- 基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」においては、生物多様性が私たちの暮らしを支えている重要な存在である一方、その認知度は低い状況にあることを踏まえ、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を行う「いきものにぎわいプロジェクト」の推進、生物多様性企業活動ガイドラインの作成、環境に配慮した民間の認証制度等の積極的な活用等を通じ、市民や企業の参画を促進することとしていることに留意すべきです。また、生態系サービスの概念について、国民が正しく理解できるように普及・啓発を推進することが必要であることに留意すべきです。
- 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）では、地方公共団体による生物多様性地域戦略策定が努力義務として規定されており、「地域づくりの推進」にも密接に関わることであり、各地域が主体性及び独自性を持って、同戦略の策定を進めていくことが期待されることに留意すべきです。また、第三次生物多様性国家戦略で示された地域戦略の策定の手引きの作成を進めること等地域戦略の策定に向けた支援を強化することが必要であることに留意すべきです。

### ②主な取組状況等

国民や企業を対象として、生物多様性の社会における主流化を推進するための取組や、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進するための取組を推進しました。また、平成22年（2010年）3月に生物多様性国家戦略2010を策定し、今後の取組の方向性を示しました。

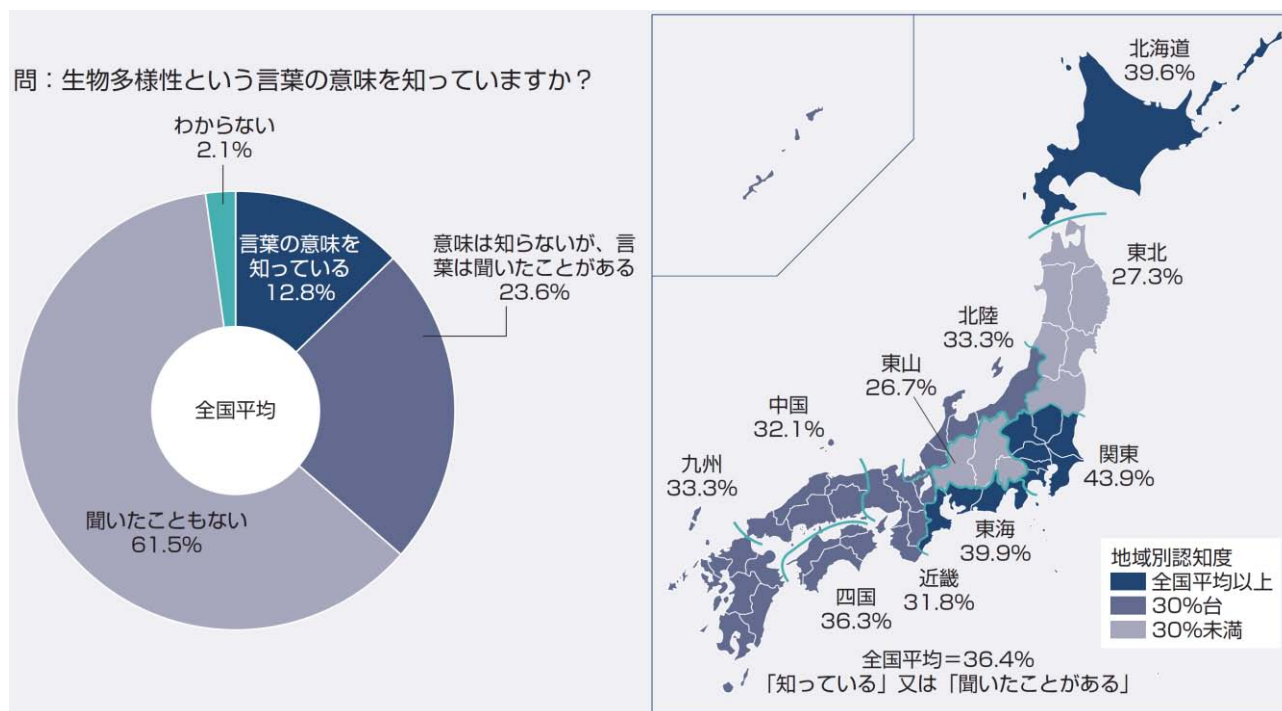
## 《生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発》

- 企業をはじめとする幅広い分野の事業者が、生物多様性に配慮した事業活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定し、各種セミナーやイベント等で普及広報を行いました。
- 地域において生物多様性に取り組む企業、NGO、研究機関、行政機関等の情報交換や新たな連携の促進等を目的として、福岡市及び大阪市で、生物多様性に関する総合展示会「生物多様性EXPO2010」を開催しました。また、仙台市、東京都、名古屋市における環境総合展示会に参加し、生物多様性に配慮した事業活動や生物多様性の重要性等について普及啓発を行いました。
- 生物多様性に関して地域レベルでの理解を深め、多様な関係者による参加と連携を促進するため、仙台市、徳島市、福岡市において、市民、NGO、行政担当者等の参加による「生物多様性地域対話」を開催しました。
- 地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成20年度(2008年度)から開始した「生物多様性保全推進支援事業」については、平成21年度(2009年度)に新たに9カ所を採択し、平成20年度(2008年度)からの継続箇所と合わせて、全国26カ所の取組の支援を行いました。
- 平成22年(2010年)6月、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案の提出に向けて準備を進めることを閣議了解しました。
- 環境省と(財)イオン環境財団は、生物多様性の保全と持続可能な利用の優れた取組を顕彰する「生物多様性日本アワード」を創設し、優秀賞8件を選出しました。その中から、「地域企業との協働による谷津田の保全」の取組を、第1回グランプリとして決定しました。
- 平成20年度(2008年度)に決定した生物多様性のコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」や、国民一人一人が生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」を様々な機会でも普及広報しました。また、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」を4名から26名に増員し、多様な主体が主催するイベントに出演し、生物多様性の大切さを伝え、具体的な行動を促す取組に協力いただきました。
- 平成22年(2010年)は国連が定めた「国際生物多様性年」に当たり、多様な主体からなる国家的な組織を設置し、国際年を記念するための行事を開催することが、国連により奨励されていることから、平成22年(2010年)1月に「国際生物多様性年国内委員会」を設置し、キックオフイベントをはじめとした記念行事を開催しました。

○ 「国際生物多様性の日（毎年5月22日）」に、「グリーンウェイブ2009」として、学校の敷地等への植樹への参加を広く呼びかけ、全国で約80団体、3,000人が参加しました。また、国際生物多様性の日を記念する行事の開催を幅広く促すとともに、国連大学、国立環境研究所等と連携し、シンポジウム等の記念行事を開催しました。

○ 国民の「生物多様性」という言葉の認知度は、平成21年（2009年）6月の内閣府世論調査では約36%で、平成16年（2004年）の環境省調査から約6ポイント上昇しました。

（参考）「生物多様性」という言葉の認知度（平成21年（2009年）6月内閣府世論調査）



### 《地方公共団体による生物多様性地域戦略策定》

○ 都道府県及び市町村が、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を定める際に参考となる基本的情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を平成21年（2009年）9月に作成しました。また、平成22年度（2010年度）から「地域生物多様性保全活動支援事業」を開始し、都道府県及び市町村における生物多様性地域戦略づくりを支援しています。生物多様性地域戦略は、平成22年（2010年）5月現在、埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県、流山市、名古屋市、高山市、北九州市で策定されており、多くの地方公共団体で策定に向けた検討が進められています。

### ③今後の政策に向けた提言

○ 生物多様性国家戦略2010の基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」における記述を

踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

#### ＜生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発＞

- ・ 生物多様性を身近なものとして感じてもらうための様々な取組を推進するほか、国際生物多様性の日（5月22日）における普及啓発のためのイベントの実施等広報を強力に進める必要があります。また、広報にあたっては、国民に広く情報提供を行うため、各種のメディアとも連携・協力しながら、丁寧でわかりやすい情報提供・情報発信に努める必要があります。
- ・ 事業者が生物多様性に配慮した活動に自主的に取り組むことを促すため、「生物多様性民間参画ガイドライン」を幅広い主体へ普及広報するとともに、事業者に対して活用の促進を働きかけていく必要があります。また、こうした我が国の取組を世界に向けて発信するとともに、このような取組に賛同する事業者が参画する「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような枠組みを検討する必要があります。
- ・ 食料や木材など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が、輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることを認識し、国民一人一人が行動することが重要です。このため、生物多様性に配慮した商品判断の目安や行動による生物多様性への影響を分かりやすく示すことなどにより、生物多様性に配慮した商品・サービスの選択や、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業へ投資を行うことなど、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を促していくとともに、こうした取組を通じて、生物多様性に配慮した事業者、消費者等の活動が相乗的に広がっていくよう努める必要があります。

#### ＜地方公共団体による生物多様性地域戦略策定＞

- ・ 生物多様性地域戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要なものであり、すべての地方公共団体により早い段階で生物多様性地域戦略が策定されることが期待されます。このため、都道府県や市町村に対して「生物多様性地域戦略策定の手引き」を普及し、各地域における様々な主体による生物多様性保全のための取組事例を紹介することによって、効果的な地域戦略の策定や実践的な取組を促すとともに、流域圏等の様々なレベルの空間単位を重視した地域戦略の策定を効率的に行うための指針について検討する必要があります。

## 重点調査事項②：地域における人と自然の関係を再構築する取組

里地里山の保全や鳥獣との関係の再構築、生きものをはぐくむ農林水産業と多様な野生生物をはぐくむ空間づくりの推進等を通じて、人と自然の豊かな関係をつくっていく観点から、

- a) 中長期ビジョンの検討
- b) 里地里山の保全・再生に関する取組
- c) 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- d) 絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

## ①第2回点検における指摘内容

- 第三次生物多様性国家戦略では、「基本的視点」として「統合的な考え方と長期的な観点」を位置付けるとともに、100年先を見通した国土の生物多様性のグランドデザインを提示し、人口減少に向かう国土の中での人と自然の関係を再構築する「100年計画」として国土全体の自然の質を着実に向上させることとしていることに留意すべきです。「100年計画」については、100年後の人口等を踏まえ、国土のグランドデザインをより具体的に検討するとともに、中長期的なビジョンを検討することが必要であることに留意すべきです。その際、総人口の減少により国土の利用に余裕を見出せる中で、地域資源を最大限に活用し、地域固有の自然や文化に根ざした個性的で魅力的な地域づくりを目指す必要があることに留意すべきです。
- 第三次生物多様性国家戦略の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、生物多様性の保全に貢献する農林水産業を推進することとしていること、未来に引き継ぎたい重要な里地里山を選定する等、里地里山の保全再生を図っていくことが必要であることに留意すべきです。なお、これらは、「地域づくりの推進」にも密接に関わるものであることに留意すべきです。
- 絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応については、基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、トキの野生復帰の取組の推進、島嶼部等における外来種の国内移動や非意図的に導入される生物への対応についての検討を含む外来種対策の推進等により、多様な野生生物をはぐくむ空間づくりを進めるとともに、野生鳥獣と共存する地域づくりを進めることが必要であることに留意すべきです。

## ②主な取組状況等

生物多様性国家戦略 2010 において、期間を定めた中長期目標、短期目標を新たに設定するとともに、里地里山の保全再生方策の検討、生物多様性の保全に資する農林水産業の推進、絶滅のおそれのある種の保全や外来種対策を推進しました。

### 《中長期ビジョンの検討》

- 生物多様性国家戦略 2010 において、以下の通り中長期目標(2050年)及び短期目標(2020年)が設定されました。

#### ＜中長期目標(2050年)＞

人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、我が国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。

#### ＜短期目標(2020年)＞

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

- ① 我が国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。

とりわけ我が国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。

- ② 生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。
- ③ 生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでの様々な社会経済活動の中に組み込み(生物多様性の主流化)、多様な主体により新たな活動が実践される。

### 《里地里山の保全・再生に関する取組》

- 里地里山の保全・活用に向けた取組を更に全国へと展開していくために、参考事例となる里地里山の特徴的な取組の情報発信を行いました。また、平成19年度(2007年度)から継続して、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、ホームページ等により活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、研修会等を開催し里地里山の保全・活用に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を実施しました。

- 特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開する等の取組を推進しました。
- 棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する重要文化的景観保護推進事業を実施しました。
- 上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施しました。

### 《生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進》

- 「農林水産省生物多様性戦略」（平成 19 年（2007 年）7 月）に基づき、①田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等）、②森林の保全（適切な間伐等）、③里海・海洋の保全（藻場・干潟の造成、維持・管理等）等生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しました。
- これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に測る指標の開発を進めました。
- 地域の生きものを通して農林水産業における生物多様性保全の取組を分かりやすく伝える「生きものマーク」について、取組事例を集め、その活用のための手引きとなる「生きものマークガイドブック」を平成 22 年（2010 年）3 月に作成し、生物多様性保全に貢献する農林水産業への理解の促進を図りました。
- また、農林水産省生物多様性戦略検討会の提言（平成 21 年（2009 年）10 月）を受け、平成 22 年（2010 年）10 月に開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に向けて、生物多様性の日である 5 月 22 日に愛知県において農林水産業と生物多様性に関するシンポジウムを開催しました。今後、全国各地でシンポジウムを開催します。
- 農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）が成立し、平成 20 年（2008 年）2 月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

### 《絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応》

< 希少野生動植物種の保存 >

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種にオガサワラオオコウモリを追加し、国内希少野生動植物は、哺乳類5種、鳥類38種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類10種、植物23種の82種となりました。そのうち47種に対し保護増殖事業計画を策定し、個体の繁殖や生息地の整備等の保護増殖事業を行っています。また、同法に基づき指定している全国9カ所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)及び二国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき677種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成22年(2010年)3月末現在、8カ所で設置しています。
- トキについては、平成20年(2008年)に引き続き、平成21年(2009年)9月に第二回目の放鳥を実施しました。

(参考) 主な保護増殖事業の概要

<p>トキ (コウノトリ目 トキ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■環境省レッドリストランク 野生絶滅 (EW)</li> <li>■生息地 江戸時代までは日本のほぼ全域に生息</li> <li>■事業の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖</li> <li>・ 新潟県佐渡市において試験的な放鳥の実施</li> <li>・ 放鳥個体の追跡</li> </ul> </li> </ul> 	<p>ツシマヤマネコ (ネコ目 ネコ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■環境省レッドリストランク 絶滅危惧IA類 (CR)</li> <li>■生息地 長崎県対馬</li> <li>■推定生息数 80~110頭前後</li> <li>■事業の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故ハザードマップの作成等の交通事故対策</li> <li>・ 福岡市動物園等全国5箇所において、分散飼育を実施</li> <li>・ 飼育個体の再導入の検討</li> </ul> </li> </ul> 
<p>アホウドリ (ミズナギドリ目 アホウドリ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■環境省レッドリストランク 絶滅危惧II類 (VU)</li> <li>■生息地 伊豆諸島鳥島 尖閣諸島</li> <li>■推定個体数 約2600羽</li> <li>■事業の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥島での繁殖状況調査やヒナの行動追跡調査</li> <li>・ 小笠原諸島智島への新繁殖地形成事業として、鳥島で捕獲したヒナを智島までヘリコプターで移送し、巣立ちまで人工飼育</li> </ul> </li> </ul>  <p style="font-size: small;">写真提供：(財)山階鳥類研究所</p>	<p>レブンアツモリソウ (ラン目 ラン科)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■環境省レッドリストランク 絶滅危惧IB類 (EN)</li> <li>■生育地 北海道礼文町</li> <li>■推定開花個体数 250未満</li> <li>■事業の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生育状況のモニタリング</li> <li>・ 人工増殖技術の確立</li> <li>・ 巡視や保護柵の整備等による盗掘防止対策</li> </ul> </li> </ul> 



#### <外来種等への対応>

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、97種類の特定外来生物（平成22年（2010年）3月現在）の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄本島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するジャワマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林でのアカギ等の外来種の駆除のほか、アライグマ、アルゼンチンアリ等についての防除モデル事業等、具体的な対策を進めています。また、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

### ③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略2010の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

#### <中長期ビジョンを達成するための手法の検討>

- ・ ポスト2010年目標の国際的議論を通じて得られた知見やCOP10の成果などを踏まえ、COP10後に、生物多様性国家戦略2010の見直しに着手する必要があります。また、生物多様性国家戦略の取組状況を適正に評価し、今後の改定や施策の改善につなげていくため、国土の生物多様性の損失を防止するための目標の達成状況を評価するうえで重要となる具体的な指標の設定に取り組む必要があります。

#### <里地里山の保全・再生に関する取組>

- ・ 里地里山の保全活動の取組の参考とするため、持続可能な資源利用に関する全国の特徴的な取組事例を収集・分析し、幅広く情報発信を行うとともに、伝統的な里地里山の利用・管理手法の再評価、保全再生につながる新たな利活用手法の導入、都市住民や企業等多様な主体による参加促進方策等の視点についての検討を行い、地域の活動にとって必要な助言や技術的なノウハウを提供することにより、全国的な里地里山の保全再生を促す必要があります。
- ・ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やスキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討する必要があります。

#### <生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進>

- ・ 安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興と、それを支える農山漁村の活性化が必要です。そのため、農林水産関連施策において、生物多様性の保全をより重視した視点を取り入れ、生物の生息・生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図る必要があります。

- ・ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きもののマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進する必要があります。
- ・ 森林認証制度をはじめ、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間によるより自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、諸外国における事例も含め、幅広く情報を収集することなどを通じて、民間における取組の促進を図る必要があります。
- ・ 自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全が図られている海は、一般的に「里海」として認識されるようになってきており、こうした里海を含む海洋全体の生物の多様性の保全とその持続可能な利用を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進する必要があります。

＜絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応＞

- ・ 絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析を行い、その状況を改善するために必要な措置を種ごとに明らかにするとともに、国内希少野生動植物種の指定による保護の効果を評価して、その効果が認められるものは、その措置を更に推進し、十分な効果があがっていない場合は、その要因を分析して効果的な保全対策を種ごとに明らかにする等、種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、効果的な対策を講じる必要があります。

また、絶滅のおそれのある種が集中する島嶼地域等、生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）を特定し、優先的に保護地域の指定などの検討を進めるとともに、自然再生や里地里山保全・再生、希少種の保護増殖、特定鳥獣の保護管理、外来種の防除など各種事業により、可能な限り各省、地方公共団体、NGO、企業などとの連携も図りながら、地域の関係者と協力して地域全体の生物多様性を保全・再生するような制度や手法の検討を進める必要があります。

特に、トキやツシマヤマネコなどの保護増殖を進め、それらの野生復帰を進めるとともに、多様な野生生物をはぐくむ環境づくりを地域の人々と協力しながら行う必要があります。

## 重点調査事項③：森・里・川・海のつながりを確保する取組

生きものの生息の基盤となっている場所のつながりを確保するため、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、それらを有機的につなぐ生態系ネットワークの形成を目指し、流域全体の生態系管理の視点に立ち様々なスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進める観点から、

### a) 生態系ネットワークの形成に関する取組

### b) 自然再生の推進に関する取組

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

## ①第2回点検における指摘内容

- 第三次生物多様性国家戦略では、今後5年程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、4つの基本戦略を提示しており、この1つとして「森・里・川・海のつながりを確保する」が位置付けられ、流域全体の生態系管理の視点を考慮した生態系ネットワークを形成することとしていることに留意すべきです。なお、平成20年（2008年）7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、健全な生態系の維持・形成を図る取組として、「エコロジカル・ネットワークの形成を通じた保全・再生」が位置付けられており、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることとする同戦略と国土の利用、整備及び保全を推進することとする同計画の位置付けや役割を考慮しつつ、関係各省の役割を踏まえながら相互に連携し、推進する必要があることに留意すべきです。
- 自然再生推進法（平成14年法律第148号）が施行後5年を経過した場合の検討結果等を踏まえ、地域の自然再生の取組の推進、生態系の保全・再生の重要性の強調及び全国的視点の強化等の観点から、自然再生基本方針が見直されたところであり、その方針を踏まえた取組を行うことが必要であることに留意すべきです。

## ②主な取組状況等

国土の生態系ネットワークの形成や自然再生の更なる推進に向けて、生態系ネットワーク構想の策定、自然再生基本方針の見直し等を行いました。

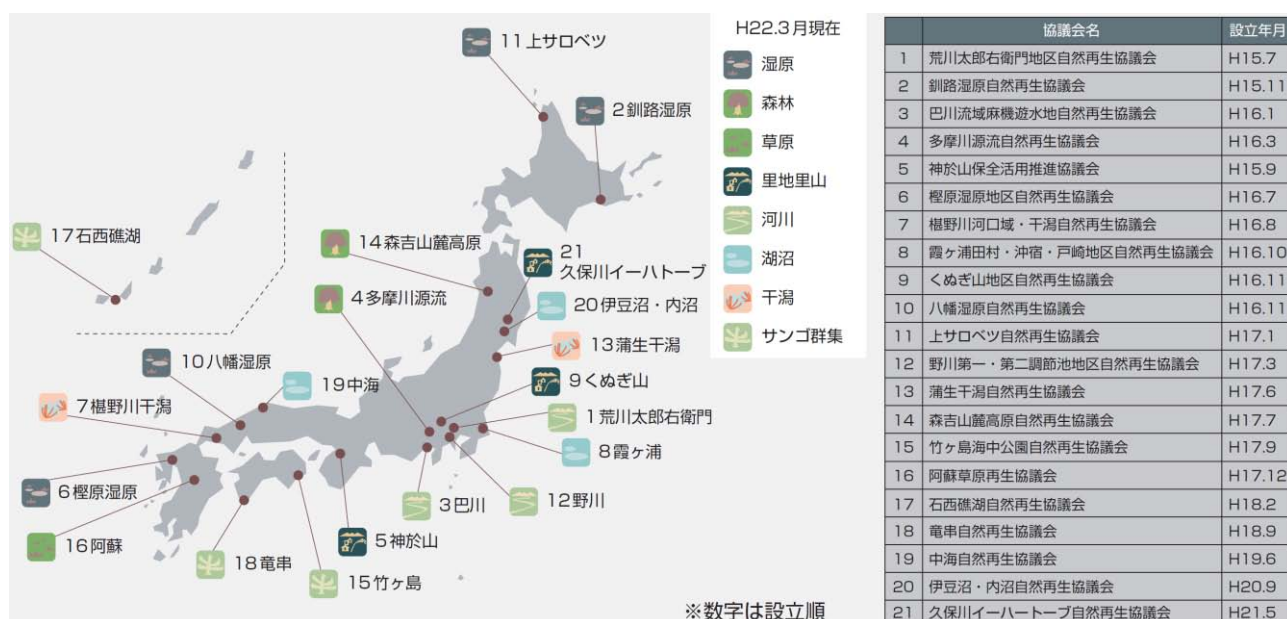
## 《生態系ネットワークの形成に関する取組》

- すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するため、平成 20 年度（2008 年度）に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、平成 21 年度（2009 年度）に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を策定しました。
- 国有林においては、保全すべき森林生態系の核となる保護林相互を連結する「緑の回廊」の設定を進めており、平成 21 年（2009 年）4 月現在、24 カ所約 509 千ヘクタールが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施しています。

## 《自然再生の推進に関する取組》

- 自然再生推進法に基づく自然再生協議会は、新たに 1 カ所が設立され、平成 22 年（2010 年）3 月末現在、全国で 21 カ所となっています。すべての協議会で自然再生全体構想が作成され、うち 13 カ所で自然再生事業実施計画が作成されています。
- 平成 21 年度（2009 年度）は、国立公園における直轄事業 7 地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業 12 地区の計 19 地区で自然再生事業を実施しました。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

（参考）自然再生協議会の設置箇所（平成 22 年（2010 年）3 月現在）



### ③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略 2010 の基本戦略「森・里・川・海のつながりを確保する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

#### ＜生態系ネットワークの形成に関する取組＞

- ・ 生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、既存のネットワーク施策・事業の効果についての評価・検証を行い、地方公共団体や広域地方協議会、N G O などへの構想・計画づくりに係る情報提供や普及広報を進めることにより、全国、広域圏、都道府県、市町村等の様々な空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める必要があります。特に広域圏レベルにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの図化を目指すとともに、水循環に着目した流域全体の生態系の保全とネットワークの形成を効果的に進めるための方策を検討する必要があります。
- ・ 生態系ネットワークが分断されている場所では、そのつながりを取り戻すことが必要であり、科学的な知見に基づいて重要な地域を保全すると同時にネットワークを確保するための自然再生を積極的に行う等の様々な取組を通じて生物の生息・生育空間の確保や生物がそれらを行き来できるようにする生態的回廊の確保を進める必要があります。

#### ＜自然再生の推進に関する取組＞

- ・ 自然再生の取組については、平成20年（2008年）に改正を行った自然再生基本方針に基づき、自然再生の取組の効果的な推進、広域的な取組の強化、自然環境学習や調査研究の推進を図りつつ、生態系ネットワーク等の国土的視点も考慮した自然再生の取組を推進する必要があります。

## 重点調査事項④：地球規模の視野を持って行動する取組

生物多様性の保全のため、つながりの深いアジア太平洋地域を中心とした国際協力等地球規模の生物多様性への視野を持って行動する観点から、

- a) 生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献
- b) 我が国の生物多様性の総合評価やモニタリング等の実施

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

## ①第2回点検における指摘内容

- 平成20年（2008年）5月にG8環境大臣会合において合意された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」、COP10の我が国での開催決定等を踏まえ、国際的なリーダーシップを発揮すべきです。

この一環として、自然との共生モデルであるSATOYAMAイニシアティブの提案・発信等の取組を進める際には、地域における人と自然との関係についての我が国の現状及び世界における事例を十分に踏まえるべきです。また、ABS（Access and Benefit Sharing、遺伝資源へのアクセスと利益配分）の問題が注目されていますが、環境行政の観点からも、我が国としての取り組み方を明確にするとともに、生物多様性に配慮しつつ、遺伝資源の提供国及び利用国の双方に利益をもたらすようなABSのための国際的な枠組みが構築されるよう、生物多様性条約第10回締約国会議の議長国として貢献すべきです。さらに、生物多様性のモニタリング・評価・情報共有に関する国際協力、世界的に重要な生態系のネットワーク構築等において、国際的な貢献を行うべきです。特に、アジア太平洋地域の生物多様性のインベントリ整備や国際連携による地球規模モニタリング体制の構築により、生態系総合監視システムを強化すべきです。

- 二国間・多国間ネットワークによる生物多様性の保全等、地球規模の視野を持って行動することが期待されることに留意すべきです。
- 自然環境データの充実等に係る措置については、基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」において、我が国の生物多様性の総合評価、温暖化影響を含むモニタリング等を実施する必要があることに留意すべきです。

## ②主な取組状況等

我が国がCOP10及びカルタヘナ議定書第5回締約国会合（COP/MOP5）の開催国・議長国であることを踏まえ、生物多様性国家戦略2010において、我が国の国際的取組を示すと

ともに、ポスト 2010 年目標の提案や S A T O Y A M A イニシアティブの推進、生物多様性の総合評価の実施等の取組を推進しました。

## 《生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献》

### ＜C O P 10・M O P 5 の議長国としての貢献＞

- C O P 10 議長国としての国際的な役割を果たすため、有識者、N G O、経済界との意見交換や国民からの意見募集により「ポスト 2010 年目標に関する日本提案」を決定し、平成 22 年（2010 年）1 月に生物多様性条約事務局に提出しました。日本提案では、中長期目標として、2050 年までに「人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする」ことを目指し、短期目標として、2020 年までに「生物多様性の損失を止めるために」具体的な行動を実施することを目指すこととしています。さらに、短期目標を達成するために、分野ごとにより具体化した 9 つの個別目標を提示し、そのための 34 の達成手法と 19 の数値指標も併せて提案しています。
- 平成 21 年（2009 年）10 月に C O P 10 のロゴマークとスローガン「いのちの共生を、未来へ」を決定しました。ロゴマークは、多様な動植物と人間の親子の折り紙を円形に配置することで、人類と多様な生きものとの共生と、豊かな生物多様性を将来に引き継いでいこうという思いを表現しています。また、平成 22 年（2010 年）3 月に、日本人女性アーティストの MISIA さんが国連から C O P 10 名誉大使に任命されたことから、国連本部、生物多様性条約事務局等と連携しながら、C O P 10 名誉大使の活動を支援しました。
- C O P 10 に向けた多様な主体間の情報の共有、意見交換、連携の促進等を図るため、平成 21 年（2009 年）2 月に設置した「生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議に関する円卓会議」を、平成 21 年度（2009 年度）に 3 回開催しました。また、C O P 10 に向けて政府が一体となった取組を進めるため、平成 21 年（2009 年）12 月に関係省庁の副大臣及び政務官からなる「生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）に関する関係副大臣等会議」を設置しました。さらに、平成 22 年（2010 年）1 月には、会場設営や運営業務を関係省庁が合同で行うため、「生物多様性条約 C O P 10 日本準備事務局」を外務省に設置しました。

### ＜S A T O Y A M A イニシアティブの推進＞

- 二次的な自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理を推進していくための取組を、日本の「里山」を冠した S A T O Y A M A イニシアティブとして C O P 10 で提案・発信し、国際パートナーシップの構築を目指しています。平成 21 年度（2009 年度）には、国際パートナーシップの構築に向けた準備会合を、東京、ペナン（マレーシア）、パリ（フランス）で開催しました。準備会合では、世界各地の実情や課題、持続可能で資源循環的な自然資源の伝統的利用の事例や専門的な知見を整理するとともに、S A T O Y A M A イニシアティブを進めるに当たっての考え方や、国際パートナーシップ構築に向けた検討を

行いました。

＜モニタリングのネットワーク化、世界的に重要な生態系のネットワーク構築＞

- アジア太平洋地域の生物多様性モニタリング体制の推進を目的として、地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、当該地域の研究者間のネットワークの構築支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブに関する戦略と行動作業計画を作成し、関係各国・当該地域の政府関係者及び関係機関を集めた会合において合意を得ました。
- 生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」の創設に向けた国際的な議論に積極的に参画しました。
- 東南アジア諸国に対する国際的に重要な湿地の特定、保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。
- 米国、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行いました。
- 日豪政府のイニシアティブにより、平成 18 年（2006 年）11 月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の活動として、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進めました。
- 平成 21 年（2009 年）12 月に、ホイアン（ベトナム）で第 5 回 I C R I 東アジア地域会合を開催し、平成 22 年度（2010 年度）を目途に策定する東アジアを中心とした海域における重要サンゴ礁ネットワーク戦略について関係各国で話し合いました。



(参考) 生物多様性観測等に係る主な国際ネットワーク等の概要

略称	正式名称	説明
AP-BON	Asia Pacific Biodiversity Observation Network (アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワーク)	アジア太平洋地域における生物多様性観測活動のネットワーク。環境省とJ-BONとの協力により設立に向けて準備中。
ESABII	East and Southeast Asia Biodiversity Information Initiative (東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ)	世界分類学イニシアティブ(GTI)を、東アジア・東南アジア地域において推進するため、各国と共同で政策決定に役立つ生物多様性情報を整備するとともに、生物分類学に関するキャパシティビルディングを図るためのイニシアティブ。
GEO-BON	Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network (地球観測グループ生物多様性ネットワーク)	地球規模での生物多様性変動を評価するため、GEO(地球観測グループ)の下に設けられた生物多様性観測ネットワーク。
GBIF	The Global Biodiversity Information Facility (地球規模生物多様性情報機構)	国際機関の多国間協力に基づく生物多様性情報を共同利用できるデータベースネットワーク
J-BON	Japan Biodiversity Observation Network (GEO-BON 日本委員会)	我が国の科学者により GEO-BON の一環として設立された、日本の生物多様性観測のためのネットワーク。
J-IBIS	Japan Integrated Biodiversity Information System (生物多様性情報システム)	我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムで、環境省生物多様性センターがその管理・運営を行っている。
IPBES	The Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem services (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)	気候変動分野における IPCC(気候変動に関する政府間パネル)と同様の機能を生物多様性分野で発揮するため、IMoSEBを引き継いで、国連環境計画の枠組により設立準備中の組織。

### 《我が国の生物多様性の総合評価やモニタリング等の実施》

- 我が国の生物多様性の現状と傾向を社会的な側面も含めて総合的に評価・分析するため、平成 20 年度(2008 年度)より生物多様性総合評価検討委員会を設置しており、平成 22 年(2010 年)5月に報告書を公表しました。また、ホットスポットの選定に向けた検討を行いました。
- 自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した植生図を作成しており、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成 21 年度(2009 年度)は、全国の約 50%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。
- モニタリングサイト 1000 では、森林・草原、里地里山、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁)、小島嶼の各生態系タイプに設置した合計約 1000 カ所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施しています。平成 21

年度（2009年度）は、特に地球温暖化の影響を受けやすい脆弱な生態系である高山帯について、南アルプス、白山の2サイトで試行調査を開始し、また、沿岸域においては、新たに4サイトでモニタリングを開始しました。

- 平成20年度（2008年度）から地球温暖化等の影響を受けていると思われる身近な生き物の発現日や分布の情報を全国から収集する、市民参加による調査（愛称「いきものみっけ」）を実施しています。平成21年度（2009年度）は、観察情報を収集するホームページに見つけた生き物の写真やコメントも投稿できる機能を追加したほか、対象となる生き物30種の観察ポイントをまとめた「いきものみっけ手帖」を配布し、自然観察会や学校の授業等を通じて多くの方に参加いただきました。

### ③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略2010の基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献＞

- ・ ポスト2010年目標について、関係者と意見交換を行いながら検討を進め、率先して日本から目標を提案することで、COP10における国際的な議論をリードする必要があります。日本からの提案では、世界が広く人と自然の共生を実現することを目指し、目標の進捗状況を測るための指標と併せて、個々の目標の具体的な達成手法を示す必要があります。また、この目標が広く共感、共有されて、生物多様性の社会における主流化が図られることで、その達成に向けて多様な主体が自ら行動する社会の実現を目指す必要があります。

「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」に係る国際的枠組みに関する議論については、我が国として、国際的な遺伝資源の利用実態を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に資するために、遺伝資源の取得を容易にし、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に資するような枠組みとなるよう、議長国としてリーダーシップを発揮する必要があります。また、COP10に先行して開催されるCOP/MOP5における「責任と救済」については、締約国会議の開催国として、遺伝子組換え生物等に対する様々な立場を持つ各国が受け入れ可能な規定を目指して、主導的な役割を果たす必要があります。

- ・ 我が国の里山に見られるような資源の持続可能な利用・管理の事例は、世界各地でも見ることができ一方で、多くの場所では資源の収奪的な利用や人口増加により、持続可能な利用・管理が実現できず、そこで暮らす人々の暮らしが脅かされていることから、我が国が培った自然共生社会づくりの智慧をベースに、世界各地にも存在する自然共生の智慧や伝統を合わせて、自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念を取りまとめ、その実現のための指針等を提示し、それらに基づく取組を推進する必要があります。これらをSATOYAMAイニシアティブとして世界に向けて発信し、COP10を契機に多様な主体の支持・参加を得て情報共有などを行う国際的なパートナーシップを設立すること

で、問題の解決に貢献していく必要があります。

- ・ アジア太平洋地域を中心に、国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議や東アジアを中心とした地域の重要サンゴ礁ネットワークの構築などサンゴ礁の保全、藻場・干潟などの湿地や渡り鳥の保全などの分野でリーダーシップを発揮する必要があります。また、国立公園等の保護地域の管理や自然環境データ整備等の分野で二国間及び多国間のネットワークを構築し、国際的な連携を強化するとともに、そのための人材育成への協力や情報提供を行う必要があります。

#### ＜我が国の生物多様性の総合評価やモニタリング等の実施＞

- ・ 平成22年（2010年）時点における我が国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで総合的に評価を行うとともに、こうした総合評価を行う中で、生物多様性の危機の状況を具体的に地図化し、ホットスポットを選定することを通じて、優先的に保全・回復すべき地域での取組を進展させる必要があります。また、平成22年（2010年）のC O P 10開催を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進のため、生物多様性基本法のもとで、生物多様性に関係する法体系の充実、各制度間の有機的な連携の強化に取り組む必要があります。
- ・ モニタリングサイト1000の実施により、国土の自然環境の継続的な状況把握を引き続き進めるとともに、現在十分とはいえない中・大型哺乳類の生息状況、海洋・沿岸域における生物種や生態系のデータ、里地里山における竹林の拡大状況等の重点的な情報の収集に努める必要があります。また、これらにより、温暖化の影響も含めた国土の生態系の状況の変化を把握する生態系総合監視システムを構築するとともに、科学的な予測手法との組合せにより予防的な保全対策の実施に取り組む必要があります。
- ・ 生物多様性と生態系サービスの損失に関する経済分析を行う国際的取組である「生態系と生物多様性の経済学（T E E B）」の取りまとめ作業に連携・協力し、生物多様性の経済評価に関する政策研究等を推進するとともに、こうした研究成果や国際的議論の動向も踏まえて、どのような政策オプションがあり得るかの検討に着手する必要があります。